

占冠村猟区管理規程（様式類は除く）

（猟区の設定者）

第1条 この猟区は、占冠村が設定する。

（猟区の名称）

第2条 この猟区の名称は、占冠村猟区（以下、「猟区」という。）とする。

（区域）

第3条 猟区の区域は、北海道勇払郡占冠村の全域とする。（ただし、別表「占冠村猟区から除く土地の一覧表」に掲げる土地及び日高山脈森林生態系保護地域を除く。）

（存続期間）

第4条 猟区の存続期間は、平成26年9月15日から平成36年9月14日までとする。

（猟区設定者の事務所の位置）

第5条 猟区の事務所は、北海道勇払郡占冠村字中央、占冠村役場内に置く。

（猟区管理者）

第6条 猟区管理者は、占冠村長とする。

（入猟申込みの手続）

第7条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第55条第1項の規定による登録を受けた者で、猟区に入猟しようとする者（以下、「狩猟者」という。）は、入猟希望の日の60日前から7日前までの間（以下、「申込み期間」という。）に狩猟者登録証の写しを添えて、別記第1号様式で猟区管理者の入猟の申込みをしなければならない。ただし、狩猟者登録

証が未交付の場合、狩猟者登録申請書の写し又は狩猟免状の写し及びハンター保険の写しで代替できる。

2 入猟の承認を受けた者が延長して入猟する場合は、入猟承認証の提示によって申し込むことができる。

（入猟承認の基準）

第8条 狩猟者の入猟日は、毎年9月15日から翌年2月末日までの期間とする。ただし、エゾシカについては北海道における占冠村猟区のエゾシカ可猟期間とする。

2 猟区管理のために必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、入猟制限する場合がある。

3 入猟させる狩猟者の数は、入猟日1日につき6人以内とし、狩猟者の数が入猟日1日につき入猟させる数を超える場合は、先着順によりこれを制限する。

4 最近の3登録年度の間において第12条、第14条及び第15条の規定に違反した者については、入猟承認を行わないものとする。

（入猟承認の通知方法）

第9条 入猟を承認された者（以下、「入猟者」という。）に対するその旨の通知は、別記第2号様式の入猟承認通知書を交付して行うものとする。

（入猟承認料及びその納付の方法）

第10条 入猟承認料は、入猟者1人1日につき10,000円とする。

2 入猟者は、猟区管理者の指定する期日までに、現金又は為替をもって猟区管理者に入猟承認料を納入しなければならない。

3 入猟承認料の払戻しは、行わない。ただし、猟区管理者が入猟承認を取り

消した場合は、この限りでない。

4 次の各号に定める場合、猟区管理者は入猟者の入猟承認料を免除することができる。

- (1) 法第9条第1項の許可を受けて鳥獣を捕獲するとき
- (2) 猟区管理者が実施する講習会等で入猟するとき
- (3) その他猟区管理者が必要と認めるとき

(入猟承認証に関する事項)

第11条 猟区管理者は、入猟者に対し、その入猟の際に別記第3号様式による入猟承認証及び別記第8号様式による腕章を交付するものとする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 入猟承認料が未納であるとき。
- (2) 入猟者の狩猟者登録証の写しの提出がないとき。
- (3) 入猟承認通知書の名義が当該入猟者でないとき。

2 猟区管理者は、必要があると認めるときは、入猟者の随伴者について、別記第9号様式による腕章を交付する。

3 入猟者は、入猟承認証又は腕章を紛失したとき（その随伴者が交付を受けた腕章を紛失したときを含む。）は、直ちに猟区管理者に届け出てその再交付を受けなければならない。この場合において、当該入猟者は紛失した腕章1個につき実費分を納めなければならない。

(入猟者の守るべき条件)

第12条 入猟者の守るべき条件は、次のとおりとする。

- (1) 入猟者は、入猟承認証及び狩猟者登録証を携帯し、猟区管理者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(2) 入猟者は、入猟中は腕章を着けなければならない。

(3) 入猟者は、猟区管理者が当該入猟者の随伴者に腕章を交付した場合は、当該随伴者に腕章を着けさせなければならない。

(4) 入猟者は、入猟承認証及び腕章を他人に引き渡してはならない。

(5) 入猟者は、第13条の規定により設けられた狩猟禁止区域の区域内において狩猟をしてはならない。

(6) 入猟者は、案内人の案内により狩猟しなければならない。また、案内人の指示に必ず従わなければならない。

(7) 入猟者は、猟区の区域内においてたき火をしてはならない。

(8) 入猟者は、猟区の区域内において農作物又は樹木等を損傷してはならない。

(9) 入猟者は、退猟の際に、猟区管理者に対して、捕獲した鳥獣の種類別員数を報告するとともに、入猟承認証及び腕章を猟区管理者に返納しなければならない。

(10) 入猟者が、猟区の区域内において猟犬の使用や訓練、また、それらに類似する行為を行おうとする者は事前に書面で猟区管理者に届け出なければならない。猟区管理者は管理上支障があると判断した場合は、届出のあった行為を承認しないことができる。

(狩猟を禁止する区域の指定に関する事項)

第13条 猟区管理者は、猟区管理上必要がある場合は、猟区の区域内に狩猟禁止区域を設けることができる。

(捕獲の制限に関する事項)

第14条 入猟者の1日あたりの捕獲頭（羽）数は、次の表に掲げるとおりとす

る。

狩猟鳥獣の種類	1日あたりの捕獲数の上限
ニホンジカ（エゾシカ）	2頭。ただし、メス2頭又はオスメス各1頭。
ヒグマ	ヒグマの捕獲は猟区管理者が認めた場合に限る。
その他の狩猟鳥獣	環境大臣が定める猟区以外の捕獲上限数

（猟法又は猟具の制限に関する事項）

第15条 入猟者は、猟区の区域内において、第1号に掲げる猟法を用い、又は第2号に掲げる猟具を使用する場合は猟区管理者の許可を得なければならない。

- (1) 猟法 笛又はテープレコーダを使用する方法
- (2) 猟具 網、わな

（猟区内における鳥獣による損失の補償に関する事項）

第16条 猟区管理者は、猟区の設定により猟区の区域内の農作物、樹木等につき損失を受けた者に対し、その設定により通常生ずべき損失を調査の上補償するものとする。

（入猟証明書）

第17条 猟区管理者は、入猟者から入猟承認証の返納を受けたときは、鳥獣の捕獲数を確認し、入猟者に対し別記第4号様式の入猟証明書を交付するものとする。

（法第9条第1項の許可を受けた者の取扱い）

第18条 法第9条第1項の規定による許可を受けた者で、猟区の区域内におい

て鳥獣を捕獲しようとする者は、その目的、日時、捕獲しようとする鳥獣の種類及び数量を記載した書面に鳥獣捕獲許可証又は従事者証の写しを添え、猟区管理者に申し込まなければならない。

2 猟区管理者は、前項の申込みがあった場合において、猟区の維持管理上支障があるときその他必要があるときは、当該申込みに係る鳥獣の捕獲を承認しないことができる。

3 第1項の申込みをして、これを承認された者は、猟区の区域内においては、猟区管理者が交付する別記第10号様式の腕章を着け、その定める条件に従わなければならない。

（猟区の職員）

第19条 猟区に猟区主任、巡視員及び事務員を置く。

2 猟区主任は、別記第5号様式による猟区主任証を携帯するとともに、別記第11号様式による腕章を着けるものとする。

3 巡視員は、別記第6号様式による巡視員証を携帯するとともに、別記第13号様式による腕章を着けるものとする。

（ガイド）

第20条 猟区管理者は、入猟者にガイドを付するものとする。

2 ガイドは、別記第7号様式による案内人証を携帯するとともに、別記第12号様式による腕章を着けるものとする。

3 ガイド料は、ガイド1人1日につき20,000円とする。ガイド1名が案内できる入猟者の数は2人以内とする。ただし、猟区管理者が開催する講習会等についてはこの限りではない。

4 ガイドは獲物の確実な回収を目的として、入猟者が半矢にした個体に限り、

入猟者の同意を得て、これに向かって発砲することができる。なお、ガイドの発砲により捕獲した捕獲物については、第14条の規定に基づく入猟者の捕獲に含める。

(退猟の命令等)

第21条 猟区管理者及び猟区主任は、入猟者が法の規定に違反する行為をしたときは、当該入猟者に退猟を命ずるとともに、直ちに北海道知事及び富良野警察署長に届け出なければならない。

2 巡視員及びガイドは、入猟者が前項に規定する違反行為をしたときは、直ちに猟区管理者又は猟区主任にその旨を報告しなければならない。

(違反者の処分)

第22条 入猟者がこの規程に違反した場合は、次の区分に従い違反金を徴収するとともに、違反行為によって捕獲した鳥獣を提出させるものとする。

- (1) 第12条第1項から第7号の規定に違反したとき10,000円
- (2) 第14条の規定に違反したとき、この規定に違反して捕獲したエゾシカ1頭につき50,000円、その他狩猟鳥獣10,000円。

(賠償金)

第23条 入猟者は、前条の違反金のほか、この規程に違反することによって猟区設定者に与えた損害（猟区設定者が補償責任を負うことによって被った損害を含む。）について賠償金を支払わなければならない。

2 入猟者は自己の発砲により、他人の身体又は財物に損害を与えた場合、その全てにおいて入猟者が賠償金を支払わなければならない。

(猟区管理運営委員会の設置)

第24条 猟区の適正な管理運営に資することを目的とし、猟区管理運営委員会

を設置する。

2 猟区管理運営委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(委任)

第25条 この規程に定めるもののほか、猟区の管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、北海道知事の認可の日から施行する。

別表（第3条関係）

占冠村猟区から除く土地の一覧表

占冠村字占冠原野
228-1、228-2、228-3、228-4、228-5、228-6、 228-7、229-1、229-2
占冠村字占冠
240-2、240-6、241-2、249-1、249-2、249-3、 250-1、250-6、250-10、2691-2
占冠村字トマム原野
1509
占冠村字トマム
587、1421、1422
占冠村字シムカブ原野
38-2、38-10、38-11、38-12、38-13、38-14、 38-34、38-35、38-36、38-37、39-3、39-6、3

9-15、39-16、39-17、39-22、39-32、39-39、 39-77、39-85、40-1、40-2、40-4、40-5、40- 13、40-19、40-22、40-23、40-28、40-47、41 -1、41-3、46-169、47-35、47-156、48-3、48 -24、48-25、48-26、51-1、51-5、51-6、51-7、 51-11、51-16、51-39、60-25、 60-26、60-27、60-28、60-29、61-2、61-4、6 1-13、61-14、71-1、71-4、71-5、71-14、76- 1、76-2、76-5、76-6、76-7、76-10、76-12、7 6-13、76-15、114-11、131-1、131-3、131-4、 131-6、132、133、135-5、138-1、138-2、138 -5、138-6、1019-1、1019-3、1019-4、1019- 5、1021-14、2715-1、2715-2、2715-8、2715 -9、2716-1、2716-6、2716-7、2716-8、2717 -1、2717-4、2739、2740、3025、3110-1
占冠村字シムカブ
490-2、490-7
占冠村字クテクウンナイ原野
1010-1、1010-3、1011-1、1011-2、1011-3、 1083-1、1084-1、1084-2、1084-9、1275-1、 1277-1、1320-1、1320-2、1320-3、1320-4、 1320-6、1321-1、1321-2、1321-3、1321-4、 1321-5、1322、1672、1673、1674、1677、169

2
占冠村字クテクウンナイ
1341-1、1341-2、1343-1、1343-2、1344、22 94、2295、2323-1、2323-2、 2324、2329-2、2329-4、2329-5
占冠村字アリスラップ
2082-1、2082-2、2082-3、2082-4、2083-1、 2083-2、2083-3、2084-1、2084-3、2084-4、 2084-5、2084-6、2084-7、2084-10、2084-1 2、2084-13、2085、2086、2087-1、2087-2、2 087-3、2087-4、2088-1、2088-4、2088-5、2 089-1、2089-4、2089-5、2089-6、2090-1、2 090-2、2090-3、2090-4、2090-5、2090-6、2 091-1、2091-3、2091-4、2091-5、2091-6、2 091-7、2091-8、2091-9、2091-10、2091-17、 2092-1、2092-2、2093、2105-2、2111-1、21 11-2、2830
勇払郡占冠村字無し
97-18